船橋市低炭素建築物新築等計画の認定に関する要綱

平成２４年１２月４日制定
平成２９年５月１日改正
令和５年４月１日改正
令和６年４月１日改正
令和７年４月１日改正

（趣旨）

第１条　この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成２４年政令第２８６号。以下「政令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成２４年国土交通省令第８６号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、法、政令及び省令の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　登録建築物エネルギー消費性能判定機関　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１４条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

(2)　登録住宅性能評価機関　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

(3)　技術的審査　法第５４条第１項に掲げる認定基準の適合性に関する審査をいう。

（低炭素建築物新築等計画認定申請書の添付図書）

第３条　省令第４１条第１項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1)　登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証

(2)　登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証

(3)　住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成１３年国土交通省告示第１３４６号）に基づく断熱

等性能等級５、等級６又は等級７及び一次エネルギー消費量等級６（令和４年１０月１日において現に存する建築物の住宅部分（当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和４年国土交通省告示第１１０６号）に適合するものに限る。）については、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級４、等級５、等級６又は等級７及び一次エネルギー消費量等級５又は等級６）に適合しているものに限る。）を取得した場合にあってはその写し

（低炭素建築物新築等計画認定申請書の添付図書の省略）

第４条　省令第４１条第３項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、前条各号に掲げる図書を添付した場合にあっては、各種計算書とする。

（確認申請書の提出部数）

第５条　法第５４条第２項後段の規定により提出する建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に規定する確認の申請書の部数は、正本１通及び副本１通とする。ただし、低炭素建築物新築等計画の認定に係る建築物が、構造計算適合性判定（同法第６条の３第１項又は第１８条第５項の構造計算適合性判定をいう。以下同じ。）を要する建築物である場合は、同法第６条の３第７項又は第１８条第１１項の適合判定通知書又はその写しを添付するものとする。

（計画の通知）

第６条　法第５４条第３項（法第５５条第２項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（第１号様式）により行うものとする。

（認定しない旨の通知）

第７条　市長は、法第５３条第１項又は法第５５条第１項の規定による申請があった場合において、法第５４条第１項各号に掲げる基準に適合しないと認めたときは、認定しない旨の通知書（第２号様式）を認定の申請をした者に通知するものとする。

（報告の徴収）

第８条　認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したときは、法第５６条の規定により、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（第３号様式）に工事監理報告書（建築士法施行規則（昭和２５年建設省令第３８号）第４号の２書式）及び建築基準法第７条第５項、第７条の２第５項又は第１８条第２２項の規定による検査済証の写しその他の市長が必要と認め

る書類を添えて、市長に報告しなければならない。

２　法第５６条の規定により市長から報告（前項の規定による報告を除く。）を求められた認定建築主は、低炭素建築物の新築等の状況についての報告書（第４号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（改善命令）

第９条　法第５７条の規定による命令は、改善命令書（第５号様式）により行うものとする。

（認定の取消し）

第１０条　法第５８条の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（第６号様式）により行うものとする。

（取下届）

第１１条　法第５３条第１項に規定する認定又は法第５５条第１項に規定する変更の認定を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下届（第７号様式）により市長に届け出なければならない。

２　省令第４６条の２に規定する書面の交付の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下届（第８号様式）により市長に届け出なければならない。

（取りやめ届）

第１２条　認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたときは、取りやめ届（第９号様式）に計画の認定を受けたことを証する書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

（軽微な変更に関する証明書）

第１３条　省令第４６条の２の規定による書面の交付の申請をする者は、軽微変更該当証明申請書（低炭素建築物認定）（第１０号様式）の正本及び副本に、それぞれ省令第４１条第１項に規定する図書を添えたもの及び計画の変更に係る直前の低炭素建築物新築等計画の認定に要した書類（変更に係る部分に限る。）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による申請を受けた場合、当該変更が省令第４４条に規定する軽微な変更に該当すると認めたときは、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第４６条の２の規定による軽微変更該当証明書（第１１号様式）を交付するものとする。

（軽微な変更届）

第１４条　認定建築主は、省令第４４条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽

微な変更届（第１２号様式）の正本及び副本に、それぞれ低炭素建築物新築等計画の認定に係る申請書の添付図書のうち変更に係るものを添えて、市長に届け出なければならない（前条第２項に規定する証明書が交付された場合を除く。）。

附　則

この要綱は、平成２４年１２月４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第１号様式

計画通知書

第　　号

年　　月　　日

船橋市建築主事　あて

船橋市長　　印

都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第３項（法第５５条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、低炭素建築物新築等計画を下記のとおり通知します。

記

１．申請者 住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

２．申請に係る建築物の位置

第２号様式

認定しない旨の通知書

第　　号
年　　月　　日

様

船橋市長　　印

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

１．申請年月日・受付番号

年　　月　　日　第　　号

２．申請者の住所又は主たる事務所の所在地

３．申請に係る建築物の位置

４．理由

この処分に不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

第３号様式

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年　　月　　日

船橋市長　あて

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

１．低炭素建築物新築等計画の認定番号
第　　号
２．低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年　　月　　日
３．認定に係る建築物の位置及び住戸の番号

４．計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士

（　級）建築士　（　　）登録　第　　号
住所
氏名
（　級）建築士事務所（　　）知事登録　第　　号
名称
所在地

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄
年　月　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）
１．報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第４号様式

低炭素建築物の新築等の状況についての報告書

年　　月　　日

船橋市長　あて

報告者氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第５６条の規定により、下記のとおり低炭素建築物の新築等の状況について報告します。

記

１．認定建築主　住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

電話番号

２．代理者　　住所

氏名

電話番号

３．認定に係る建築物の位置及び住戸の番号

４．認定年月日・認定番号

５．報告事項

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄
年　月　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）

１．報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第５号様式

改善命令書

第　　号

年　　月　　日

様

船橋市長　　印

都市の低炭素化の促進に関する法律第５７条の規定により、下記のとおり改善に必要な措置を命じます。

記

１．認定建築主の氏名又は名称及び代表者の氏名

２．認定に係る建築物の位置及び住戸の番号

３．認定年月日・認定番号

４．改善に必要な措置

５．改善に要する期間

６．備考

この処分に不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

第６号様式

認定取消通知書

第　　号

年　　月　　日

様

船橋市長　　印

下記の認定低炭素建築物新築等計画については、都市の低炭素化の促進に関する法律第５８条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取消したのでこれを通知します。

記

認定番号　　第　　号
認定年月日　　年　　月　　日

（※）確認番号　　第　　号
確認年月日　　年　　月　　日
建築主事の氏名

１．認定建築主の氏名又は名称及び代表者の氏名

２．認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地

３．認定に係る建築物の位置

４．理由

（※）は法第５４条第４項において準用する建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１８条第３項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

この処分に不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

第７号様式

取下届

年　　月　　日

船橋市長　あて

届出者氏名

年　　月　　日付け第低炭素　　号で提出した都市の低炭素化の促進に関する法律 第５３条第1項 / 第５５条第1項 の規定による申請を取り下げたいので、下記のとおり届け出ます。

記

１．申請者

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

電話番号

２．申請に係る建築物の位置及び住戸の番号

３．取下げの理由

４．備考

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄
年　月　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）

１．届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第８号様式

取下届

年　　月　　日

船橋市長　あて

届出者氏名

年　　月　　日付け第低炭素　　軽微証明　　号で申請した都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第４６条の２の規定による軽微変更該当証明申請を取り下げたいので、下記のとおり届け出ます。

記

１．申請者

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

電話番号

２．建築物の位置

３．取下げの理由

４．備考

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄
年　　月　　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）

１．届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第９号様式

取りやめ届

年　　月　　日

船橋市長　あて

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたので、下記のとおり届け出ます。

１．低炭素建築物新築等計画の認定番号

第　　号

２．低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年　　月　　日

３．認定に係る建築物の位置及び住戸の番号

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄
年　月　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）
１．届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

第１０号様式

軽微変更該当証明申請書（低炭素建築物認定）

（第一面）

年　　月　　日

船橋市長　あて

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第４６条の２の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更が同規則第４４条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の低炭素建築物新築等計画の認定又は軽微変更該当証明】

【認定通知書又は軽微変更該当証明書番号】　　第　　号

【認定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】　　年　　月　　日

【認定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

【軽微な変更の概要】

（本欄には記入しないでください。）

受　付　欄	決　裁　欄
年　　月　　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第１１号様式

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第４６条の２の規定による
軽微変更該当証明書

第　　号
年　　月　　日

様

船橋市長　　印

下記による申請書に記載の低炭素建築物新築等計画の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第４４条の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

１．申請年月日　　年　　月　　日
２．建築場所
３．建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

第１２号様式

軽微な変更届

年　　月　　日

船橋市長　あて

認定建築主の住所又は

主たる事務所の所在地

認定建築主の氏名又は名称

代表者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第４４条に規定する軽微な変更をしたいので、下記のとおり届け出ます。

記

１．低炭素建築物新築等計画の認定番号

第　　号

２．低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年　　月　　日

３．認定に係る建築物の位置及び住戸の番号

４．変更の内容

（変更前）

（変更後）

５．変更の理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄
年　　月　　日	
第　　号	
係員氏名	

（注意）

１．届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。